

新築住宅に対する減額措置

令和6年3月31日までに新築された住宅については、新築後一定期間、固定資産税額が減額されます。

■ 適用対象は、次の要件を満たす住宅です。

ア 専用住宅や併用住宅であること。(なお、併用住宅については、居住部分の割合が2分の1以上のものに限られます。)

イ 床面積要件……………50㎡(一戸建以外の貸家住宅にあつては40㎡)以上280㎡以下

※分譲マンションなど区分所有家屋の床面積については、「占有部分の床面積+持分で按分した共用部分の床面積」で判定します。なお、賃貸マンションなどについても、独立的に区画された部分ごとに区分所有家屋に準じた方法で判定します。

■ 減額される範囲

減額対象となるのは、新築された住宅用の家屋のうち住居として用いられている部分(居住部分)だけであり、併用住宅における店舗部分、事務所部分などは減額対象となりません。なお、住居として用いられている部分の床面積が120㎡までのものはその全部が減額対象に、120㎡を超えるものは120㎡分に相当する部分が減額対象になります。

■ 減額される額

上記の減額対象に相当する固定資産税額の2分の1が減額されます。

■ 減額される期間

一般住宅分……………新築後3年度分

(3階建以上の中高層耐火住宅等5年度分)

長期優良住宅※……………新築後5年度分

(3階建以上の中高層耐火住宅等7年度分)

問合せ先 総務部課税課家屋担当 電話072-752-1111 内線286・287